

## 新旧対照表

## 「香川の証券総合取引約款」

(下線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>第1章 証券総合取引</b></p> <p><b>第3条 申込方法等</b>  (1) お客様は、<u>当社所定の手続きにより</u> 申込むものとし、当社が、承諾した場合に限り証券総合取引を開始することができます。</p> <p><b>第4条 届出事項</b>  お客様は、<u>証券総合取引の申込時などに氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名及び押なつされた印影、共通番号等を届出</u> いただきます。ただし、すでにその届出がされている場合には、改めてお届出いただく必要はありません。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 証券総合口座サービスの利用</b></p> <p><b>第2条 本口座の利用</b>  お客様は、<u>当社所定の手続きにより</u> 申込むものとし、当社が承諾した場合に本口座を利用できます。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 日本MRF (マネー・リザーブ・ファンド)の契約</b></p> <p><b>第2条 申込方法</b>  (1) お客様は、<u>当社所定の手続きによりこの契約を</u> 申込むものとし、  (2) 契約が締結されたとき、当社は直ちにお客様の日本MRF 累積投資口座を開設します。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 株式等振替決済取引</b></p> <p><b>第4条 当社への届出事項</b>  (1) 当社所定の手続き時にお申込みされた氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名及び押なつされた印影、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。</p> <p style="text-align: center;"><b>第11章 香川の投信積立プランの契約</b></p> <p><b>第2条 申込み方法</b>  お客様は、<u>当社所定の手続きにより</u> 申込むものとし、当社が承認した場合に、この契約を締結することができます。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 証券総合取引</b></p> <p><b>第3条 申込方法等</b>  (1) お客様は、<u>所定の申込書に必要事項を記載のうえ署名捺印(お届出印により)</u> し、これを当社の本・支店に提出することによって、<u>証券総合取引を</u> 申込むものとし、当社が、承諾した場合に限り証券総合取引を開始することができます。</p> <p><b>第4条 総合届出印鑑</b>  お客様は<u>証券総合取引開始時に「お届出印鑑」</u>を届出いただきます。ただし、すでにその届出がされている場合には、<u>その印影が届出印鑑となります</u>ので、改めてお届出いただく必要はありません。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 証券総合口座サービスの利用</b></p> <p><b>第2条 本口座の利用</b>  お客様は<u>所定の申込書に必要事項を記入し、署名・お届出印捺印のうえ申込み、</u>当社が承諾した場合に本口座を利用できます。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 日本MRF (マネー・リザーブ・ファンド)の契約</b></p> <p><b>第2条 申込方法</b>  (1) お客様は<u>所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名捺印し、これを当社の本・支店(以下「取扱店」といいます。)</u>に提出することによって<u>契約を</u> 申込むものとし、  (2) 契約が締結されたとき、当社は直ちにお客様の日本MRF 累積投資口座を開設します。  <u>なお、証券総合取引申込書により当社に届出されている印影をもって、当社への届出印とします。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 株式等振替決済取引</b></p> <p><b>第4条 当社への届出事項</b>  (1) 「<u>振替決済口座開設申込書</u>」に押なつされた印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。</p> <p style="text-align: center;"><b>第11章 香川の投信積立プランの契約</b></p> <p><b>第2条 申込み方法</b>  お客様は、<u>所定の申込書に必要事項を記入し、署名・お届出印捺印のうえ申込み、</u>当社が承認した場合に、この契約を締結する</p>

<p><b>第14章 雑則</b></p> <p><b>第2条 届出事項の変更等</b></p> <p>(1) お届出事項に変更が生じた場合は、その旨を当社にお申出のうえ、<u>当社所定の手続きにより届け出ていただきます。</u> この場合、「戸籍抄本」「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。</p> <p>(2)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5) 上記(1)から(3)による変更後は、変更後の<u>氏名又は名称・住所・印影・共通番号等</u>をもって届出の<u>氏名又は名称・住所・印鑑・共通番号等</u>とします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>ことができます。</p> <p><b>第14章 雑則</b></p> <p><b>第2条 届出事項の変更等</b></p> <p>(1) お届出事項に変更が生じた場合(<u>印章を喪失された場合のお届出印鑑の改印を除きます。</u>)は、その旨を当社にお申出のうえ、<u>所定の「変更届」その他の書面に必要事項を記載し、お届出印鑑を押なつてご提出ください。</u> この場合、「戸籍抄本」「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。</p> <p>(2)～(4) (省 略)</p> <p>(5) 上記(1)から(3)による変更後は、変更後の<u>印影・住所・氏名・共通番号等</u>をもって届出の<u>印鑑・住所・氏名・共通番号等</u>とします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	---

**「外国証券取引口座約款」**

(下線部分変更)

新	旧
<p><b>第4章 雑 則</b></p> <p><b>第24条の2 届出事項</b></p> <p>申込者は、住所(又は所在地)、氏名(又は名称)及び共通番号等を当社所定の<u>手続き</u>により当社に届け出るものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p><b>第4章 雑 則</b></p> <p><b>第24条の2 届出事項</b></p> <p>申込者は、住所(又は所在地)、氏名(又は名称)、<u>印鑑</u>及び共通番号等を当社所定の<u>書類</u>により当社に届け出るものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

**「香川のネットdeらく取扱約款」**

(下線部分変更)

新	旧
<p><b>第3条 本サービスのご利用</b></p> <p>お客様は当社所定の申込書に申込本人がすべての必要事項を記入のうえ申込み、当社が承諾した場合に本サービスをご利用いただけます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p><b>第3条 本サービスのご利用</b></p> <p>お客様は当社所定の申込書に申込本人がすべての必要事項を記入し、<u>捺印</u>のうえ申込み、当社が承諾した場合に本サービスをご利用いただけます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>